

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成21年6月25日(2009.6.25)

【公開番号】特開2009-105138(P2009-105138A)

【公開日】平成21年5月14日(2009.5.14)

【年通号数】公開・登録公報2009-019

【出願番号】特願2007-274003(P2007-274003)

【国際特許分類】

H 01 L 21/52 (2006.01)

H 01 J 31/15 (2006.01)

C 09 J 201/00 (2006.01)

C 09 J 11/04 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/52 E

H 01 J 31/15 Z

H 01 J 31/15 F

C 09 J 201/00

C 09 J 11/04

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月25日(2009.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

前記層状鉱物は、カオリナイト、タルク、セリサイト、マスコバイト、フロゴバイト、バイオタイト、マイカの群より選択された1種以上であることを特徴とする請求項1記載のダイボンドペースト。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項8】

請求項6記載の蛍光表示管において、前記層状鉱物は、カオリナイト、タルク、セリサイト、マスコバイト、フロゴバイト、バイオタイト、マイカの群より選択された1種以上であることを特徴とする蛍光表示管。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

請求項5記載のダイボンドペーストは、請求項1記載のダイボンドペーストにおいて、前記層状鉱物は、カオリナイト、タルク、セリサイト、マスコバイト、フロゴバイト、バイオタイト、マイカの群より選択された1種以上であることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

請求項8記載の蛍光表示管は、請求項6記載の蛍光表示管において、
前記層状鉱物は、カオリナイト、タルク、セリサイト、マスコバイト、フロゴバイト、
バイオタイト、マイカの群より選択された1種以上であることを特徴とする。